

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年12月5日

(意見募集開始日)

- 1 計画等の案の名称  
北海道感染症予防計画（素案）
- 2 参考資料の名称  
(1) 北海道感染症予防計画の素案の概要  
(2) 北海道感染症予防計画の概要（やさしい版）※子ども向け
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法  
北海道のホームページ（保健福祉部感染症対策課、子ども政策企画課ホームページ）に掲載  
（感染症対策課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/170442.html>）  
（子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>）  
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。  
ア 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課（道庁7F）  
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）  
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局除く）の行政情報コーナー  
エ 各総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課、各振興局保健環境部保健行政室企画総務課及び各地域保健室企画総務課  
※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間  
令和5年12月5日（火）～令和6年1月5日（金）
- 5 意見等の提出方法及び提出先  
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課  
(2) ファクシミリ 011-206-0738  
(3) 電子メール [kansen.taisaku@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansen.taisaku@pref.hokkaido.lg.jp)  
(4) 電子申請サービス（子ども向け） <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/170442.html>
- 6 説明会の開催

北海道感染症予防計画（素案）についてご説明し、出席された方々からご意見を伺う説明会を次のとおり開催します。なお、説明会の会場では、文書で意見を提出いただいても結構です。

開催地	日時	会場
帯広市	令和5年12月18日（月）13:30～16:30	十勝総合振興局講堂（3階）
函館市	令和5年12月20日（水）13:30～16:30	渡島総合振興局講堂（3階）
札幌市	令和5年12月25日（月）13:30～16:30	かでの2.7大会議室（4階）
釧路市	令和5年12月27日（水）13:30～16:30	道東経済センタービル大会議室（5階）
旭川市	令和6年1月11日（木）13:30～16:30	イオンモール旭川駅前イオンホール（4階）
北見市	令和6年1月17日（水）13:30～16:30	北見市端野町公民館多目的ホール（1階）

- 7 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年2月（下旬）頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 8 その他  
(1) 意見の提出に当たっては、日本語をお願いします。  
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。  
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。  
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。  
(5) 説明会での意見は当課において文書化し、郵便等で提出された意見と同様に取扱います。  
なお、意見等の募集期間（R5.12.5～R6.1.5）後に開催する、旭川市（R6.1.11）及び北見市（R6.1.17）における説明会での意見も同様に取扱います。  
(6) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。  
(7) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉部感染症対策課

電話011-206-0368